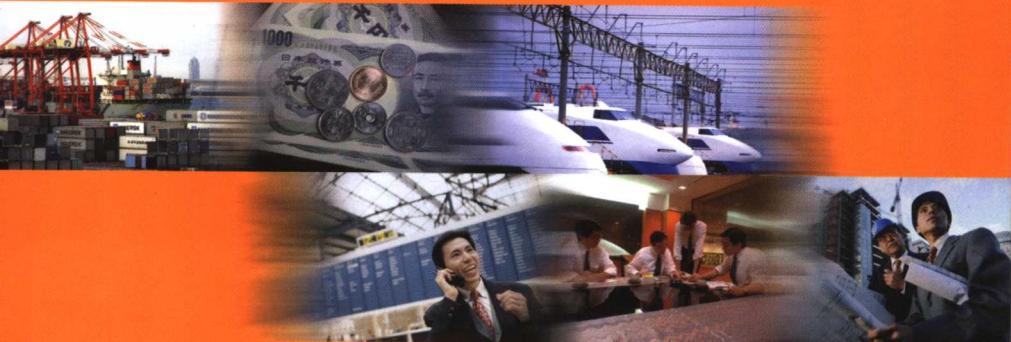




# 日语读解WTO

WTO規則例文解説



张文和 杨建华 编著



大连理工大学出版社  
DALIAN UNIVERSITY OF TECHNOLOGY PRESS

高等学校日语教材

# 日语读解 WTO

WTO 規則例文解説

张文和 杨建华 编著

大连理工大学出版社

© 张文和,杨建华 2005

**图书在版编目(CIP)数据**

日语读解 WTO / 张文和,杨建华编著. — 大连: 大连理工大学出版社, 2005. 11

高等学校日语教材

ISBN 7-5611-3045-7

I. 日… II. ①张… ②杨… III. 世界贸易组织—规则—解释—高等学校—教材 IV. F743

中国版本图书馆 CIP 数据核字(2005)第 039073 号

**大连理工大学出版社出版**

地址: 大连市软件园路 80 号 邮政编码: 116023

发行: 0411-84708842 邮购: 0411-84703636 传真: 0411-84701466

E-mail: dutp@ dutp. cn URL: http://www. dutp. cn

大连理工印刷有限公司印刷 大连理工大学出版社发行

---

幅面尺寸: 140mm × 203mm 印张: 14.875 字数: 352 千字

印数: 1 ~ 3 000

2005 年 11 月第 1 版 2005 年 11 月第 1 次印刷

---

责任编辑: 宋锦绣 高 翳

责任校对: 李 丽

封面设计: 宋 蕾

---

定 价: 28.00 元

## 前　　言

“入世”对于我国的经济发展和社会进步来说，既是一次严峻的挑战，又是一次难得的历史机遇。虽然我国“入世”后在短期内遇到了一些前所未有的问题和困难，但从总体上看，“入世”符合我国人民群众的根本利益。2005年我国迎来加入WTO的“后过渡期”，同时也进入贸易摩擦多发期。

据商务部统计，自我国加入WTO至2004年10月底，共有26个国家（地区）发起了177起针对或涉及我国产品的反倾销、反补贴、保障措施及特别保障措施调查案件，直接涉案产品的出口金额约41.9亿美元。按照承诺，2005年我国的关税总水平降低至10.1%，其中工业品平均关税下降到9.3%，农产品下降到15.6%；银行、保险、证券、分销等重要服务部门所享受的过渡期也将逐步结束。面对进口产品和服务的竞争与冲击，为维护国内经济和产业安全，我国必将继续充分运用国际通行规则发展和保护自己，如采取反倾销等贸易救济措施、制定产业扶持政策等多种手段抵御外来压力。

在贸易摩擦日益增多的新形势下，一方面，可以依法运用WTO争端解决机制，将双边贸易争端置于统一公平的规则下进行解决。另一方面，对于其他成员与我方发生的争端，要积极同对方展开磋商，在专家组、上诉机构程序中进行有效抗辩。再就是我们必须尽快培养大批通晓WTO规则的专门人才。

鉴于此,我们在编写本书的过程中,努力运用理论与实际相结合的方法,除收录 WTO 重要条文外,还尽可能多地收集了相关的背景材料和过去解决争端的大量案例,并对案例进行详细剖析,为我国在解决不断增多的国际贸易摩擦时提供借鉴。我们希望,在上述思想指导下编写的本书,不仅适用于大学本、专科段的教学,也适用于政府有关部门、企业管理的实践者在处理贸易摩擦及理论研究者在从事研究时的参考用书。

本书由宁波大学张文和副教授和杨建华老师主持编写,共十五章。除第一章、第十四章和第十五章外,其余每章由「読む前に」、「本文」、「読んだ後で」、「文法と文型」四部分构成。在书后附有「单語」。本书编写具体分工为:张文和负责全书内容策划和每章的「読む前に」、「本文」、「読んだ後で」三部分的编写工作;杨建华老师编写了「文法と文型」和「单語」部分。「文法と文型」中的「V - る」表示动词现在时,「V - た」表示动词过去时,「N」表示名词。在「本文」中列出了 GATT 全文和与本书内容密切相关的 WTO 规则的部分条款,并省略了所有的「附属書」。相关的「附属書」可以参阅日本外务省门户网站。

本书在编写过程中,参考了部分相关书籍和资料,由于时间仓促,来不及和原作者取得联系,我们只好在此表示深深的感谢。

另外,贾临宇老师及日籍教师中村正成在本书编写过程中给予了我们很大帮助。本书的出版发行,承蒙大连理工大学出版社宋锦绣、高颖二位老师给予极大的支持。在此,允致深切的谢忱。

编者

2005 年 4 月于宁波

## 目 次

<b>第一章 GATTの概要</b> .....	1
一 ガット誕生の背景 .....	1
二 ガットの基本原則 .....	2
三 ガット体制の強化とWTOの誕生 .....	3
四 GATTからWTOへ .....	7
文法と文型 .....	12
<b>第二章 GATTの基本原則</b> .....	20
読む前に	
最恵国待遇の原則 .....	20
本文	
第一条 一般的最恵国待遇 .....	23
第二条 譲許表 .....	24
第三条 内国の課税及び規則に関する内国民待遇	… 27
第四条 露出済映画フィルムに関する特別規定 .....	29
第五条 通過の自由 .....	30
読んだ後で	
ケース ECの新聞用紙の輸入制限 .....	31

文法と文型 .....	35
<b>第三章 関税の概略と関税の交渉 .....</b>	<b>43</b>
読む前に	
一 関税の概略 .....	43
二 関税品目分類 .....	46
本文	
第六条 ゲンピング防止税及び相殺関税 .....	46
第七条 関税上の評価 .....	49
第八条 輸入及び輸出に関する手数料及び手続 .....	51
第九条 原産地表示 .....	52
第十条 貿易規則の公表および施行 .....	53
読んだ後で	
ケース アメリカのビタミンB <sub>12</sub> に対する輸入税 .....	55
文法と文型 .....	57

<b>第四章 関税引き下げの原則 .....</b>	<b>65</b>
読む前に	
一 関税引き下げの方式 .....	65
二 相互主義の原則 .....	66
三 透明性の原則 .....	67
本文	
第十一条 数量制限の一般的廃止 .....	68
第十二条 国際収支の擁護のための制限 .....	69

第十三条 数量制限の無差別適用	73
第十四条 無差別待遇の原則の例外	76
第十五条 為替取引	77
読んだ後で	
ケース ECの新バナナ輸入制度	79
文法と文型	84

## 第五章 内国民待遇の原則 ..... 91

### 読む前に

#### 本文

第十六条 補助金	94
第十七条 国家貿易企業	95
第十八条 経済開発に対する政府の援助	97

### 読んだ後で

ケース1 米国のアルコール飲料販売規制	107
ケース2 日本の酒税——内国民待遇	112
文法と文型	121

## 第六章 数量制限禁止の原則 ..... 126

### 読む前に

#### 本文

第十九条 特定の产品的輸入に対する緊急措置	129
第二十条 一般的例外	130
第二十一条 安全保障のための例外	132

第二十二条	協議	132
第二十三条	無効化又は侵害	133
第二十四条	適用地域—国境貿易—関税同盟及び自由貿易地域	134
第二十五条	締約国の共同行動	138
読んだ後で		
ケース1 ECの最新バナナ輸入制度に関するパネル報告		139
ケース2 ECの最新バナナ輸入制度に関する上級委員会報告		148
文法と文型		151
第七章 非関税障壁		
読む前に		
一	非関税障壁の概略	157
二	1980年代初期の国際貿易状況	160
本文		
第二十六条	受諾、効力発生及び登録	163
第二十七条	讓許の停止又は撤回	164
第二十八条	讓許表の修正	164
第二十八条の二	関税交渉	167
第二十九条	この協定とハヴァナ憲章との関係	168
第三十条	改正	169
第三十一条	脱退	170

第三十二条 締約国	170
第三十三条 加入	171
第三十四条 附属書	171
第三十五条 特定締約国間における協定の不適用	
	171
読んだ後で	
ケース1 米国によるメキシコ産セメントに対する ダンピング防止税の賦課	171
ケース2 韓国による米国産ポリアセタール樹脂に 対するダンピング防止税賦課	176
文法と文型	181
第八章 ウルグアイ・ラウンドと国際貿易秩序	
読む前に	
一 ウルグアイ・ラウンドに至る経緯(GATT体制の 成立)	187
二 過去のラウンドにおける交渉とラウンドの変質	
	188
三 世界経済環境の変化とウルグアイ・ラウンド	
	189
四 ウルグアイ・ラウンドの背景	190
五 ウルグアイ・ラウンドの現状	198
本文	
第三十六条 原則及び目的	206

第三十七条 約束	208
第三十八条 共同行動	211
読んだ後で	
ケース1 ECの新バナナ輸入制度	212
ケース2 日本の農産物12品目の輸入制限	217
文法と文型	226
第九章 セーフガード ..... 232	
読む前に	
一 概略	232
二 セーフガード条項【第19条】	233
三 セーフガードに関する協定(WTO協定)	235
本文	
第一条 一般規定	238
第二条 条件	238
第三条 調査	239
第四条 重大な損害又はそのおそれの決定	240
第五条 セーフガード措置の適用	241
第六条 暫定的なセーフガード措置	242
第八条 讓許その他の義務の水準	243
第九条 開発途上加盟国	244
第十一條 特定の措置の禁止及び撤廃	244
読んだ後で	
ケース1 インド申立てによる米国の毛織シャツ・ ブラウンス輸入制限	246

ケース2 アルゼンチンの履物輸入に係るセーフ ガード措置	251
ケース3 タイのタバコ輸入制限・国内税	253
文法と文型	258
第十章 アンチ・ダンピング	264
読む前に	
一 概略	264
二 アンチ・ダンピング条項【第6条】	265
三 GATT1994年第6条の実施に関する協定(WTO 協定)	266
本文	
第一条 原則	269
第二条 ダンピングの決定	270
第三条 損害の決定	274
第五条 調査の開始および実施	277
第九条 ダンピング防止税の賦課及び徴収	280
第十四条 第三国のためのダンピング防止措置	283
第十七条 協議及び紛争解決	284
第十八条 最終規定	286
読んだ後で	
ケース ECによる日本産オーディオカセットテープ に対するダンピング防止税	287
文法と文型	292

第十一章 補助金・相殺措置	298
---------------	-----

### 読む前に

一 概略	298
二 補助金条項【第16条】	299
三 補助金・相殺措置協定(東京ウンド・コード)	301
四 補助金・相殺措置協定(WTO協定)	303

### 本文

第一条 補助金の定義	306
第二条 特定性	307
第三条 禁止	308
第四条 救済措置	309
第五条 悪影響	311
第六条 著しい害	311
第八条 相殺措置の対象とならない補助金の特定	315
第十一條 調査の開始及び実施	318
第二十一条 相殺関税及び約束に係る期間及び見直し	321
第二十七条 開発途上加盟国に対する特別のかつ異なる待遇	323

### 読んだ後で

ケース1 米米国のかナダ産軟材の輸入に影響を与える措置	327
-----------------------------	-----

ケース2 米国豚肉相殺関税	332
ケース3 米国のノルウェー産生鮮・冷蔵サケに 対する相殺関税	337
文法と文型	342
<b>第十二章 サービス貿易</b>	<b>347</b>
<b>読む前に</b>	
一 GATSの交渉経緯	347
二 GATSの概要	348
三 GATSの今後の展望	351
<b>本文</b>	
第一条 適用範囲及び定義	353
第二条 最恵国待遇	354
第六条 国内規制	355
第九条 商慣習	356
第十四条 一般的例外	357
第十六条 市場アクセス	358
第十七条 内国民待遇	359
第十九条 特定の約束についての交渉	359
<b>読んだ後で</b>	
ケース1 カナダの自動車政策に係る措置	361
ケース2 ノルウェーのリンゴとナシの輸入制限 .....	364
文法と文型	369

## 第十三章 知的財産権 ..... 374

### 読む前に

- 一 TRIPSの交渉経緯 ..... 374
- 二 TRIPSの概要 ..... 376
- 三 TRIPSの今後の展望 ..... 377

### 本文

- 第一条 義務の性質及び範囲 ..... 378
- 第三条 内国民待遇 ..... 379
- 第四条 最恵国待遇 ..... 380
- 第六条 消尽 ..... 380
- 第七十条 既存の対象の保護 ..... 381

### 読んだ後で

- ケース インドの医薬品・農業化学品特許保護 ..... 383
- 文法と文型 ..... 389

## 第十四章 紛争処理手続 ..... 393

### 読む前に

- 一 GATTにおける紛争処理手続 ..... 393
- 二 WTOにおける紛争処理手続 ..... 398

### 本文

- 第一条 適用対象及び適用 ..... 405
- 第十条 第三国 ..... 406
- 第十七条 上級委員会による検討 ..... 407

第二十一条 勧告及び裁定の実施の監視	409
第二十二条 代償及び譲許の停止	411
第二十五条 仲裁	415
文法と文型	416
第十五章 WTO体制と新たな課題	419
一 WTO体制の概要	419
二 WTOの新たな課題	420
付 錄:単語	427

# 第一章 GATTの概要

## 一、ガット誕生の背景

### 1. 保護貿易と第二次世界大戦の反省

1930年代の世界的な不況の際、多くの国が、関税引き上げ、貿易数量制限、為替制限などの貿易障壁を設けて、自国の産業を保護しようとした。しかし、その結果、世界全体の貿易秩序が混乱し、世界経済全体がますます不安定なものとなった。これが第二次世界大戦の一因になったことが指摘されている。

すでに第二次世界大戦中にも、連合国の中では、戦争の惨禍を避けて世界平和を確立するためには世界諸国民の経済的繁栄、雇用の拡大、生産水準の向上が必要であり、そのためには自由で円滑な貿易の発展が必要であるという考えが生まれており、第二次世界大戦後、この考えを実現するための枠組み作りが始められた。

### 2. ブレトン・ウッズ体制とガットの誕生

1944年に米国のブレトン・ウッズで開催された会議に基づき、1945年には国際復興開発銀行(IBRD)(通称:世界銀行)が、1947年には国際通貨基金(IMF)が誕生し、金融面から国際経済を支える枠組みが発足した。続いて各国は、貿易面から国際経済を支える枠組みとして、ガット(関税と貿易に関する一般協定)を締結し、1948年より、貿易に関する国際的な枠組みとしてガット体制を機能させることにした。このガット体制が戦後の国際貿易を支えてきたのだ。